

## 複数の事業所で雇用される者に対する雇用保険の適用に関する検討会 開催要綱

### 1. 開催趣旨

複数の事業所で雇用される者(いわゆるマルチジョブホルダー)に対する雇用保険の適用については、平成28年12月13日の雇用保険部会報告で、「仮にマルチジョブホルダーについて適用を行う場合には技術的な論点、雇用保険制度そのもののあり方との関係など専門的に検討する課題があることから、専門家による検討会を設置し、検討を進めていくことが必要」とされた。

また、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)の国会審議においても、「いわゆるマルチジョブホルダーについては、雇用保険の適用に向けて、早期に専門家による検討を行い、必要な措置を講ずること」との附帯決議が行われており、昨今、マルチジョブホルダーに対する雇用保険の適用の検討の必要性が、多く指摘されているところである。

こうした状況を踏まえ、マルチジョブホルダーについての雇用保険の適用の在り方について、技術的観点から専門的検討を行う。

### 2. 検討事項

以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 複数の事業所で働く者の実態、労働時間把握の手法
  - (2) 失業についての考え方
  - (3) 考えられる適用の方策や論点、課題の整理
- 等

### 3. 構成員

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。

### 4. 検討会の運営等

- (1) 検討会は、厚生労働省職業安定局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省職業安定局雇用保険課において行う。
- (3) 検討会の配付資料、議事録については、別に申し合わせた場合を除き、公開とする。

(別紙)

複数の事業所で雇用される者に対する雇用保険の適用に関する検討会  
構成員

岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

酒井 正 法政大学経済学部教授

中野 妙子 名古屋大学大学院法学研究科教授

渡邊 絹子 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

(五十音順、敬称略)